

手続きチェックシート 離婚に伴う手続き

R4. 9

※ 離婚届提出後、以下の項目で該当するものについて、各窓口で手続きをお願いします。

(手続きに必要な書類等は、各窓口にお問合せください。)

※ このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
住所異動		住所を変更される方	1階 5、6番	市民窓口課
印鑑登録		印鑑を登録される方 (離婚により姓が変わる方で、離婚前の姓が含まれた印鑑で登録されている場合、印鑑登録が必要な方は新たに印鑑登録をしていただくことになります。)		
国民健康保険		加入中の方で、離婚に伴い住所や姓、世帯構成が変わる方 離婚により、扶養を外れるなどで新たに国民健康保険に加入される方、就職などに伴い脱退される方	1階 3番	保険年金課
国民年金		第3号被保険者から第1号保険者となる方 ※厚生年金や共済年金等に参加されている方に扶養されている配偶者のうち、扶養から外れた20歳～60歳までの方	1階 1番	

※ 以下、子どもがおられる方

児童手当		受給資格が新たに生じる方、なくなる方 受給対象となる児童が減る方 (受給資格) 中学校修了以前の児童を養育されている方(公務員は除く) ※児童手当の受付は京都市子ども家庭支援課分室(烏丸御池)にて行っていますが、区役所・支所においても申請書を提出していただけます。 ※マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン申請も可能です。	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
ひとり親家庭等医療		受給資格が新たに生じる方、なくなる方 (受給資格) ひとり親家庭の児童(18歳になって最初の3月31日まで)と母親等(所得制限あり) ※ひとり親家庭生活に役立てていただくため、経済的な負担や不安の軽減に関する各種制度や及び相談機関などが記載されたパンフレット(ひとり親家庭応援パンフレット)をお渡ししています。		子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
児童扶養手当		受給資格が新たに生じる方、なくなる方 (受給資格)母子家庭・父子家庭等で、18歳になって最初の3月31日までの児童又は20歳未満で概ね中度以上の障害のある児童を扶養している方(所得制限あり)		
保育所		児童が保育所に入所中の方		

(その他の手続き)

項目		担当課
老人医療	1階 16番	健康長寿推進課 (高齢介護保険担当)
介護保険		
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療に関する手続	西庁舎 1階 17番	障害保健福祉課 (障害難病支援担当)

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。
コミュニティ回収や古紙回収等にお出しください。

